

○ 議事日程(第5号)

- 1 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 2 議案第40号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第43号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結について
- 4 陳情第 1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 5 陳情第 2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める陳情書
- 6 陳情第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書
- 7 陳情第 4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書
- 8 発委第 2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について
- 9 発委第 3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める意見書の提出について
- 10 発委第 4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 11 発委第 5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について
- 12 同意第 5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について
- 13 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 14 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 15 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 16 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(13名)

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君

4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	湯本寿
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	田村清志君
未来創造課長	堀米貴秀君	産業振興課長	宮崎弘之君
危機管理課長	田中治幸君	建設水道課長	高木和彦君
住民税務課長	湯本豊君	消防課長	湯本睦夫君
健康福祉課長	小林佳代子君	会計管理者	小林知之君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 報告第 7号 専決処分の報告について

専決第 12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 報告第7号 専決処分の報告について、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 報告第7号 専決処分の報告について、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容は、公用車とタンクローリーとの接触事故です。発生日時は、令和6年3月8日午前8時50分頃、発生場所は大字佐野2586番地5付近、町道東町角間線内です。相手方の住所及び氏名は、大字平穩3211番地、株式会社友野商店代表取締役友野富正氏です。和解日及び賠償金額は、令和6年5月30日、金額は2万5,507円です。

以上について令和6年5月30日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

質疑ございますでしょうか。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 賠償額の支払いについて伺います。

相手方に対して2対8ということですので、2万5,507円ということだと、双方の修理代の合計の2割ということになるから、一般的には相殺して差額を町が受け取るということですが、会計上ですから2割を向こうへ払って、8割を今度雑入か何かで入るという決算書に上がってくるのは、そういう数字でよろしいでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

この2万5,507円につきましては、相手に対しての2割ということで払っております。それで、自動車の共済の関係なんで、直接保険会社から相手に入っているということになっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） それはそうなんですけれども、相手方が8割の過失ですよね。だから、その分は町へ入れてもらわなきゃいけないから、その歳入はどういう扱いになりますかということなんです。

議長（湯本晴彦君） ここで、答弁整理のため、暫時休憩といたします。

（休憩）

（午後 2時04分）

（再開）

（午後 2時04分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

こちらの損害分につきましても、向こうの保険から直接工場に入る形になります。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号について報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

2 議案第40号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長（湯本晴彦君） 日程第2 議案第40号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る6月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

総務産業常任委員長(塚田一男君) 5番 塚田一男。

それでは、総務産業常任委員会に付託された議案審査の報告させていただきます。
つきましては、常任委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年6月18日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

1. 委員会開催月日 令和6年6月12日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第40号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 令和6年6月11日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第40号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査における質疑等の補足説明をさせていただきます。

議案第40号は、地域公共交通として、現在6月末までチョイソコやまのうちとして実証運行中であります。7月1日からの正式運行に基づき、町外運賃を500円とする改正であります。

チョイソコやまのうち運行地区以外の公共交通利用における運賃について、現在上林から中野まで630円、平均では540円ということから、公平面に關わる発言もありましたが、ワンコイン500円は現時点としておおむねご理解いただける運賃と考察されると思います。また、今後の課題として、南部ルートでの運行検討も必要となるものと考えます。

本議案審査では討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託された議案審査報告といたします。議員各位にはご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長(湯本晴彦君) これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第40号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第43号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 議案第43号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第43号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結について申し上げます。

本案は、長野電鉄株式会社と平成6年7月から30年間の地上権設定契約を締結している奥志賀高原町有財産土地について、令和6年6月30日に期間満了を迎えるため、期間延長に伴う変更契約を平成19年7月に事業継承した株式会社奥志賀高原リゾートと締結するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第43号について総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

議案第43号について質疑を行います。

12番、小林克彦君。

12番（小林克彦君） 2点お願いします。

1点は、平成6年のことですので私ども存じませんので、場所、位置です。実際にどこの場所で大洞沢だと入口側だと思いますけれども、位置と、それから何に使われているかお願いします。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

場所につきましては、奥志賀高原にありますゴルフ場に隣接しますゴンドラ乗り場の横にありますレストハウスです。名称がサンクリストフという名前の建物ですけれども、その場所になります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番、小林克彦君。

12番（小林克彦君） 2点目は、これは期間の更新ということになれば、当然料金、地上権の金額がそのまま存続されているのか、それから、地上権の設定と賃料、年間の賃料はまた別に60年間は定めてありますので、それに共に地上権の権利とそれから賃料の金額、この設定の扱いはどうなっていますか。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

賃料につきましては、主要施策の概要報告書、今、最新のものが令和4年度版ですけれども、現在令和5年度版を作成中ですので、直近のもので説明しますと、38ページにその地上権設定を行っております物件について掲載しております、こちらの貸付料が1平方メートル当たり6円50銭で、当該地籍の貸付料全体では2,411円という貸付料になっております。

地上権に関しましては、ほかの土地と周期を合わせるという形で令和10年3月30日に合わせようとしているものが変更後の終わり周期の日にしております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第43号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-
- 4 陳情第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
 - 5 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める陳情書
 - 6 陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書

7 陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書

議長（湯本晴彦君） 日程第4 陳情第1号から日程第7 陳情第4号までの4件を一括上程し、議題とします。

ただいまの陳情4件につきましては、去る6月4日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、陳情第1号から陳情第4号についてご報告いたします。

令和6年6月18日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和6年5月13日
3. 件名
（陳情第1号） 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
陳情者 長野県県町593 長野県高校教育会館3階
長野県社会保障推進協議会
代表委員 宮沢 裕夫、佐藤 達夫、細尾 俊彦、小林 吟子、
松丸 通男、北沢 忠
4. 付託年月日 令和6年6月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続きまして、陳情第2号についてご報告いたします。

令和6年6月18日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 令和6年5月16日
3. 件名
(陳情第2号) 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める陳情書
陳情者 中野市一本木字太田455 教育会館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 執行委員長 小林 一久
4. 付託年月日 令和6年6月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続きまして、陳情第3号についてご報告いたします。

令和6年6月18日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号
2. 受理年月日 令和6年5月16日
3. 件名
(陳情第3号) 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書
陳情者 中野市一本木字太田455 教育会館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 執行委員長 小林 一久
4. 付託年月日 令和6年6月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続きまして、最後陳情第4号についてご報告させていただきます。

令和6年6月18日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 令和6年5月16日
3. 件名
(陳情第4号) 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書
陳情者 中野市一本木字太田455 教育会館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 執行委員長 小林 一久
4. 付託年月日 令和6年6月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足説明させていただきます。

まず、表決の結果ですが、陳情第1号は賛成者4名で賛成多数、陳情第2号から陳情第4号につきましては全会一致で採択すべきものと決定しました。

委員会審査では、陳情第1号について、陳情者であります長野県社会保障推進協議会の事務局長にお越しいただき、陳情趣旨及び追加資料の説明を、また、担当所管である健康福祉課長及び介護保険、介護支援の両係長から当町での訪問介護における現状について説明をいただきました。

事務局長より5月末に発表した緊急アンケート、県内482事業所に対して213事業所が回答、回収率は44.2%では、報酬改定による経営状況の見通しは悪化するが59.2%、事業継続が難しくなるが14.6%と基本報酬の引下げによる経営悪化すると考える事業所が7割を超える。

2013年訪問介護事業所の倒産件数は過去最高の67件で、2024年1月から4月の倒産件数は既に22件、2022年度のヘルパー有効求人倍率は15.5倍と異常な高水準。

厚労省は、訪問介護事業所の36.7%が赤字経営という結果が出ている上で、事業所全体の平均利益率は7.8%であったことを踏まえて、基本料の値下げを決めました。

6月5日、衆議院厚生労働委員会で介護報酬改定の影響調査実施に向け準備を急ぐとの武見厚生労働大臣の答弁を踏まえ、検証の結果、必要があれば賃上げなど処遇改善につながる措置を講じるよう政府に求めることを、委員会では全会一致で決議しているとのことでした。

また、健康福祉課より町内4事業所への聞き取り調査では、厳しい状況に対し不満と諦めが半々、不安もあるが3年後に期待したいなどの意見がございました。

次に、陳情第2号から陳情第4号についてですが、陳情者であります執行委員長にお越しいただき、陳情趣旨及び追加資料の説明を、また、担当所管課であるこども未来課長から当町の状況について説明をいただきました。

陳情第2号につきましては、長野県での小・中学校全学年で35人学級や小・中学校の複式学級の定員は8人、これは県独自の取組となります。

義務標準法、正式には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、こちらの裏づけがないため財政負担は大きくなること、また、義務標準法における教員基準定数に用いる係数は、1993年より改定されていないとのことでした。なお、2022年度における県内市町村議会及び県議会での採択件数は、67自治体87%が採択としております。

続いて、陳情第3号につきまして、税源移譲に関し、地方6団体からの要請もあり、2006年に小泉政権下の三位一体改革の中で3分の1に引下げが行われています。差額につきましては、総額裁量制の下一般財源化されて地方自治体へ配分されているということですが、独自裁量のため、自治体間での格差が生じていることが課題となります。

また、担当所管課であることも未来課長から、当町の町費支出の学校職員は小学校で20人、中学校で10人、計30人とのことでした。なお、2022年度におけます県内の市町村議会及び県議会での採択結果は、69自治体、90%が採択となっております。

最後に、陳情第4号につきまして、へき地手当は、地方交付税の一部として交付されており、県の条例で定めるとのことです。現在当町では該当校はございませんが、県下では準ずる学校を含め45校が指定されており、2級までの指定となっております。

文科省のへき地手当基準では、準ずるが4%、1級地が8%、2級地が12%となっておりますが、現在長野県では地域手当の一律1.7%を含めて、準ずるが2.2%、1級地が2.7%、2級が3.7%の支給となっております。

中堅層のへき地校勤務のちゅうちょや県外への人材流出などが課題となっているとのことでした。

なお、陳情第2号から第4号につきましては、2022年度に陳情が当議会に提出され、議会での採択が行われ、意見書の提出も行っております。

以上、審査経過及び委員会報告を終わりたいと思います。

議長（湯本晴彦君） ただいま報告いただきました陳情第3号と第4号について、省略されました陳情者の住所、団体名、氏名等は会議録に搭載することといたします。

これより、委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第3号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第4号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

8 発委第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

9 発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める意見書の提出について

10 発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

11 発委第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第8 発委第2号から日程第11 発委第5号までの4件について一括上程し、議題とします。

提案説明の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

先ほどは陳情第1号から陳情第4号、全て全会一致でお認めいただきありがとうございます。それを受けての意見書の提出となります。

発委第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年6月18日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

令和6年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、意見書を朗読させていただきます。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など、訪問介護は独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

また、訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

記

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月 日

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様

長野県山ノ内町議会議員 湯本 晴彦

続いて、発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年6月18日 提 出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

令和6年6月 日 議 決

山ノ内町議会議員 湯 本 晴 彦

それでは、本文を朗読させていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち時間数軽減のための、抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議員 湯本 晴彦

続いて、発委第4号につきまして報告します。

発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年6月18日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

令和6年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

それでは、本文を朗読させていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置をこうじられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

それでは、最後となりますが、発委第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年6月18日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

令和6年6月 日 議 決

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦

それでは、本文を朗読させていただきます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では、地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在、近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。以上のことから、下記のとおり強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへ

き地手当に準ずる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月 日

長野県知事 様

県議会議長 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

以上となりますが、皆様のご賛同をぜひともよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

発委第2号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、発委第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第3号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第4号について、質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

審査経過について伺います。

意見書の中の7行目、義務教育費国庫負担制度について、2006年国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたということなのですが、これは当時、地方分権一括法に合わせて全額地方に任せなさいという地方6団体の決断がありまして、国とやり合いました中を取って今の状態になっています。

それ以前は、国2分の1、県が2分の1ということだったんだね。いまだに地方6団体はこれを以前の制度に戻してほしいという意見書、もしくは要望を上げていないと思うんです。その中で、毎年のように各市町村でこういう意見書上げているわけですが、その辺については、審査の中で議論されたかどうかだけ伺います。

議長（湯本晴彦君） 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

ただいまのご質問ですが、その件につきましては、委員会の中では協議はしてありませんが、私、過去にも社文の委員長やらせてもらったときに、同様のご質問をいただいております。そのときにもお答えさせていただきましたが、基本的に町村議長会につきましては、その部分については要望を上げております。県知事会についても全く同じではないんですけれども、同様の趣旨のものを上げておるということで、当時も若干ご説明させていただきましたが、当時の2006年の三位一体の改革のときには、やはり地方6団体で財源移譲の要請があったわけなんです。それから時間の経過とともに、各6団体とも同様の内容の部分、教育費に対しての部分に対しては要望を上げている結果も出ております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第5号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

12 同意第5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について

議長（湯本晴彦君） 日程第12 同意第5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命についてを上程し、議題とします。

ここで、竹内教育長の退席を求めます。

（教育長 竹内延彦君退席）

議長（湯本晴彦君） 提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について、ご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、長野市大字安茂里3656番地2。

氏名、竹内延彦。

生年月日、昭和42年1月7日。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間です。

提案理由につきましては、任期満了により新たに任命するものです。

竹内教育長は、前教育長の退任に伴い、その後任として議会の同意をいただき、令和5年4月から1年3か月教育長をお勤めいただいております。

就任以降、ユネスコスクールである町内小・中学校におけるESD教育の推進、教育環境の改善などを積極的に進める一方、小学校統合問題にも取り組まれております。また、本年3月には、総合型地域スポーツクラブの立ち上げや学校部活動並びにクラブ活動の地域移行にもご

尽力いただいているところです。

本年度役場組織の見直しを行い、今までの教育行政に加え保育・幼児教育行政も所管となり、保育・幼児教育から義務教育全般の子供たちの育ちや学びを「子どもまんなか」の理念の下に指導力を発揮されており、引き続き町の教育行政に知識とアイデアをいただき、牽引役としての活躍を期待していることから、教育長に再任したいと考えております。

十分ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

議長（湯本晴彦君） 同意第5号について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 今、町長から提案説明ございました。

私は今緊急の課題としては、やっぱり小学校の1校統合問題だと思うんで、これは、今教育委員会、特に教育長と町長の持論とが対立しています。ここで先日、適正配置規模の諮問委員会が設立されて、新たな提案が出てきました。

しかし、教育長と町長が腹割ってしっかり話し合っていないと、また1年、また1年と時間が経過していきます。その辺を考えたときに、町長が本当に竹内教育長を信頼して任せられることができるというお考えの下に提案されたと理解してよろしいですか。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） そのとおりです。

私は、教育面に関しては竹内教育長を全面的に信用しており、今回私と教育長が対立しているとは正直思っておりません。山ノ内町の教育をさらによくするために、様々な議論の過程にあると考えておりますので、引き続き山ノ内町には竹内教育長の知識や考え方などが必要と思っております。これから竹内教育長には、さらに彼のノウハウを最大限活用していただいて、しっかりと教育内容の構築というところまでしっかりと踏み込んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） であれば、これからは竹内教育長の意見を大いに取り入れていただいて進行、進めていただくように期待申し上げます。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第5号を採決します。

同意第5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、同意第5号 山ノ内町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

竹内教育長の復席を認めます。

(教育長 竹内延彦君復席)

13 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

14 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

15 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

16 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(湯本晴彦君) 日程第13 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきまして、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

議長(湯本晴彦君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(湯本晴彦君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月4日から本日までの15日間の会期でありました。一般質問では9名の議員の方々から、学校教育や小学校統合関係、スポーツ振興や観光、農業振興など、当町が抱えている諸課題について活発な議論をいただきました。

また、議案審議では、一般会計、特別会計の補正予算について、初めて予算決算審査委員会で補正予算の審議となり、慎重かつ丁寧に審査をしていただきました。そのほかにも条例の一部改正、人事案件など重要案件をご審議していただきました。本会議、委員会での意見や提言につきましては、今後行財政運営に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

また、会期中、管内視察にも精力的にお取組いただきました。その成果につきましては、今後議会活動を通じ、町政発展のために活用されますようお願いいたします。

議員各位、そして理事者、管理職各位には、円滑なる議会運営に当たり格別なご協力を賜り、本日無事閉会を迎えられますことを感謝申し上げます。

これから夏本番です。今年の夏も猛暑が予想されます。議員各位、理事者、管理職各位におかれましては、健康管理には十分留意され、明るく元気なまちづくりにご尽力賜り、ご活躍されますようご祈念申し上げて閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） ここで、先刻教育長に再任同意されました竹内現教育長にご挨拶をいただきたいと思っております。

竹内教育長、登壇し、ご挨拶をお願いします。

（教育長 竹内延彦君登壇）

教育長（竹内延彦君） 本日は、平澤町長より提出されました私を教育長とする再任人事案に対して議会のご同意を賜りましたこと、まずは心より御礼を申し上げます。併せて、私を再度教育長として任命くださいました平澤町長にも改めて感謝を申し上げます。

昨年4月1日より1年3か月近く務めさせていただく中で、私は山ノ内町の子供たちのポテンシャルの高さと、子供たちの幸せな育ちと学びを支える自然や人をはじめとする多様な資源が、この地域は本当に豊かであることを様々な場面で実感してまいりました。そして、子供たちと一緒に豊かな活動をつくり出している保育、教育現場の先生方と保護者や地域の皆様が、日々楽しくわくわくしながら安心安全に活動できる環境を整え、その思いやアイデアの実現に向けて精いっぱい下支えすることが教育委員会が果たすべき一番の役割だと意識し、様々な課題にも取り組んでまいりました。

私は、子供が真ん中という理念を信条としておりますが、今後も変わらず多様な子供一人ひとりの最善の利益を山ノ内町の全ての大人の皆様と力を合わせて求め続けていきたいと願っておりますし、子供たちの身近な存在である現場の先生方が、安心してやりがいを持ってお勤めいただける環境づくりには特に積極的に取り組みたいと考えています。

今この1年余りを振り返り、新たな任期で教育行政事務の責任者としてどのような成果を出すことができるのか、極めて大きな諸課題に対する責任の重さを真摯に受け止めておりますが、山ノ内町の子供たちと町の誇りある未来の発展に少しでも貢献できますよう、7月からの3年間で私の持てる力の全てを出し尽くす覚悟で誠心誠意努めてまいり所存でございます。

今後とも議会並びに町部局の皆様には、私を含め教育委員会への変わらぬご指導とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。私の決意表明とさせていただきます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和6年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、6月4日から15日間の会期中、3日間の一般質問では観光振興や農業振興に関する事、地域スポーツの推進に関する事、小学校統合についてなど、活発なご意見とご議論をいただきました。

また、令和6年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、条例の改正などについて審議され、ご承認いただきありがとうございます。また、先ほど教育長の再任につきましても同意をいただき、誠にありがとうございます。

先日、10回目の節目を迎えたABMORIを晴天の中で開催することができました。團十郎さんも新之助君とお二人でいらっしやっただき、地元の小学生や高校生と一緒に植樹をすることができました。

今年植樹したのは9年前に植樹をした場所の目の前で、森の将来の姿を目の前に見ながらの植樹となりました。ABMORIが採用している宮脇方式の植樹方法は、多彩な苗木と一緒に植えることで森本来の強い多様性に富んだ森をつくることになるとのことでした。

来年からは育樹、森の育ちを見守るフェーズに入っまいります。最後に團十郎さんからは、笠岳に森の育ちを見守り、学習できるセンターを造ったらどうかとご提案をいただきました。学習旅行の環境学習にも活用できると思われるため、長野県とともに検討してまいりたいと思っております。

この地球沸騰化の時代に、次の世代に豊かな自然環境を残すためにも、人間が手を入れた場所は、人間の力で元に戻すための努力をするべきなのだとABMORIを通じて改めて感じる事ができた週末でした。

一般質問の答弁にもございましたが、森が多い我が町ですらCO₂の排出量が吸収量を上回っております。もちろん難しい問題が山積みですが、これからの時代はより一層自然エネルギーの活用、ごみを減らす工夫、化石燃料の利用を減らす努力、森林のさらなる活用と再生を真剣に取り組むべきだと思います。

ユネスコエコパークの山ノ内町だからこそ、自然と人間の経済活動の共生のモデルケースになるべく、引き続き知恵を絞り、さらなる工夫と努力が必要になると決意を新たにしております。

昨日NHKで放送されたクローズアップ現代という番組で、たまたま山ノ内町も取り上げられました。見られた議員もいらっしやるかもしれませんが、番組のタイトルが「女性たちが去っていく 地方創生10年・政策と現実のギャップ」という番組でした。

山ノ内町は地方創生の一環として、婚活支援に力を入れている自治体として紹介されました。女性の流出が男性に比べて1.4倍と紹介され、婚活イベントの申込みが42人あり、そのうち女性は3名のみ。なかなか女性が集まらないと紹介されました。番組では地方創生と現実のずれという形で、様々な自治体や国の事例、そして、実際の女性たちの声が紹介されておりました。

国が進める地方創生では、希望をかなえるという目標で結婚、出産、育児に力を入れている反面、現実として女性たちから出ている声は働きがいのある仕事に就きたいとか、結婚や出産に干渉しないでですとか、地域への役割を押しつけないでほしいなど、価値観や考え方が様々とのことでした。

これからの時代の町政運営は、問題の本質をしっかりと捉え、現実に沿った問題解決が必要だと考えさせられました。その上で自治体だけではなく、町民を含めた地域ぐるみで女性が住みやすいまちづくりを進め、時代に沿って変化していくことが必要だと改めて感じることができました。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、これから迎える暑い夏の季節、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和6年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 3時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員